民間建築物アスベスト含有調査事業補助金

市内にある民間建築物の壁、柱及び天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト含有調査を行う建築物の所有者等に調査の費用を予算の範囲内で補助するものです。

申請資格	（１）補助対象建築物の所有者（個人又は法人）。 ※建物の区分所有等に関する法律（S３７年法律第６９号）に規定する区分所有者の団体及び管理者を含む。 （２）公共団体が設立し又は出資等を行っている法人ではないこと。 （３）過去に同一棟の建築物について、本補助金の交付を受けていないこと。
対象建築物	（１）吹付けアスベスト等※が施工されているおそれがある市内の建築物。ただし、解体を予定している建築物は補助の対象になりません。 （２）過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人からこの事業と同様の補助金の交付を受けていない建築物であること。 ※吹付けアスベスト、吹付けロックウールでアスベストの重量が、当該吹付け建材の質量の 0.1 パーセントを超えるもの。
調査要件	（１）調査機関 作業環境測定法（S50 年法律第２８号）第３３条に規定する作業環境測定機関のうち JISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3 又は JISA1481-4 の仕様に適合する装置及び機器を備える機関 （２）調査方法 JISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3 又は JISA1481-4 に基づくもの（公的機関が発表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合を除く）。 （３）調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（H３０年厚労省・国交省・環境省告示第１号）第２条第２項、第３項又は第４項に規定する者
補助対象工事費	含有調査事業に要する費用（検体採取費用を含む）で、当該事業を実施する請負者に対して支払う額（消費税を除く）。
補助金額	１棟につき上限 25 万円
注意事項	（１）含有調査事業の契約及び着手は補助金交付決定後とする。 （２）申請の受付期限は、令和７年１１月２８日（金）までとする。 （３）実績報告書類は、事業完了後３０日以内又は令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日までに提出すること。 （４）本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること(本補助金の事前支払いは不可)。 （５）申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 （６）補助金の交付は、補助対象となる建築物につき１回限りとする。

①申し込み時に必要な書類（交付申請書の提出）

		書類名	条件等
必要な書類	□	補助金交付申請書（様式第１号）	
	□	登記事項証明書又は家屋評価証明書	建築物の所有者を確認できるもの
	□	所有者全員の合意があることを証する書類	申請者が所有者以外の場合又複数所有者の場合　※参考様式あり
	□	区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類	区分所有法第３条に規定する団体からの申請の場合
	□	位置図、配置図、平面図	調査箇所等の確認
	□	設計図書等がある場合は、調査箇所の仕様を確認できる書類	
	□	写真	建物全景及び調査箇所の状況を確認
	□	分析調査機関の調査仕様書	
	□	見積書の写し	
	□	第５条第１号に規定する機関であることを証する書類	
	□	委任状	代理者が申請する場合

②工事が終わったら必要な書類（実績報告書の提出）

		書類名	条件等
必要な書類	□	実績報告書（様式第９号）	
	□	分析調査結果報告書	分析調査機関が発行したもの
	□	契約書及び請求書又は領収書の写し	
	□	調査箇所の写真	採取中及び採取後のもの
	□	委任状	代理者が報告する場合

③補助金の請求に必要な書類（額の確定通知書受領後）

		書類名	条件等
必要な書類	□	補助金交付請求書（様式第１１号）	
	□	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

※お願い　必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

○手続きの流れ

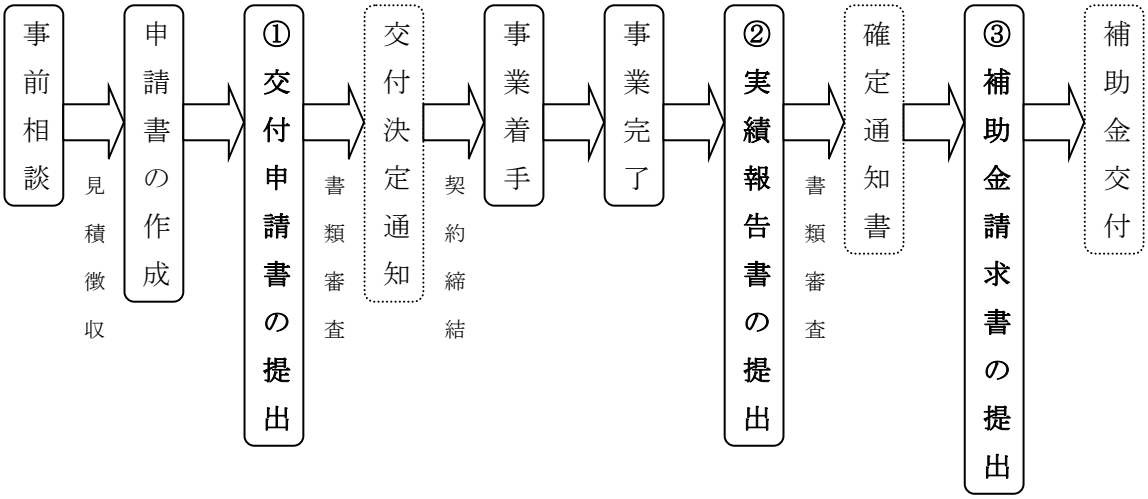

お問合せ先、受付窓口　〒370-8501　群馬県高崎市高松町 35 番地 1　建築指導課(11F)
電話：027-321-1271　FAX：027-323-5296
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp
業務時間　平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分